

Discussion Paper No. 6  
Toyota Technological Institute

完全自由主義の立場からの  
臓器売買容認論・禁止論

浅野幸治

豊田工業大学

## 目次

はじめに .....	1
第1節 完全自由主義と最小限の干渉 .....	1
第2節 森村の奴隷契約禁止論 .....	2
第3節 臓器売買容認論 .....	4
第4節 臓器売買禁止論 .....	6
第5節 臓器売買禁止論の批判への応答 .....	8
第6節 再び臓器売買容認論 .....	16
まとめ .....	17
補論1 自己所有権 .....	17
補論2 搾取とは何か .....	19
補論3 臓器に公正な価格はあるか .....	21
参考文献 .....	23

## はじめに

一般に完全自由主義者（リバタリアン）は、臓器売買、すなわち生きている人が自分の臓器を他人に売ることを容認すると思われている（例えば、サンデル：94～96）。実際に、日本を代表する完全自由主義者（リバタリアン）である森村進は、臓器売買を容認する議論を述べている（森村2001：54～64）<sup>1</sup>。その議論を再構成して述べれば、次のようになるだろう（森村2001：54）。

- 1、自分の物は、自由に処分できる、例えば売ることができる。
- 2、自分の身体は自分の物である（自己所有権）。
- 3、したがって、自分の身体、その一部である臓器も、自由に処分できる、例えば売ることができる。

この議論では、2つのことが直ちに帰結すると思われる。1つは、自分を奴隷として売ることができるということであり、もう1つは、自分の臓器を売ることができるということである。しかしながら森村は、一方の帰結、すなわち自分を奴隷として売ることに関しては容認しないで、禁止する（森村2001：61～62）。森村が奴隷契約を禁止する理由については少し後で論じる。ここで私が指摘したいのは、自分の身体が自分のものだという自己所有権から奴隷契約容認論が直ちに帰結するわけではないということである。もちろん原則的には私たちは労働契約を結ぶことができ、自分の身体労働を売ることができる。しかし、それにも例外がある。同じように、原則的には私たちは自分の身体の一部、例えば毛髪や血液を売ることができる。しかし、だからといって何でもかんでも売ることができるというわけではない。森村でさえも、生命を奪うような臓器売買は禁止する（森村2001：55）。したがって、問題は、どのような身体部分売ることなら許容され、どのような身体部分売ることは禁止されるべきかという線引きの問題となる。

## 第1節 完全自由主義と最小限の干渉

完全自由主義（リバタリアニズム）の中には、国家による干渉を極力排除しようとする傾向がある。その点で、完全自由主義は無政府主義と親和的である。しかし同時に、

---

<sup>1</sup> 森村2004は、もっぱら臓器売買禁止論に対する批判である。

完全自由主義の中には、個人の自由を最大限に保証しようとする傾向もある。そのために、完全自由主義者は、国家にも一定の果たすべき役割があると考え。その点で、完全自由主義者は無政府主義者とは異なる。例えば、個人の生命・自由・財産を守るためには、人々の自由に制約を課すことも正当であると考え。ある人が別の人の生命や自由や財産を侵害しようとしているとき、その人の侵害行為を強制的に止めさせることは正当である。ある人が別の人の生命や自由や財産を侵害してしまったとき、その侵害者を拘束して裁判にかけたうえで処罰することも正当である。またそのような警察や司法さらには国防のために必要な財源を得るために国民から強制的に徴税することも正当である。そのように完全自由主義者は考える。

さらに、理に適った完全自由主義者であれば、国家が独占を禁止したり<sup>2</sup>生存権を保証する<sup>3</sup>ことも正当と考えるだろう。ある物（商品）の供給が独占されていれば、その物を必要とする人（消費者）に選択の自由はないに等しいし、現代社会では、経済的に生存が成り立っていなければ、自由を語ることに意味がないだろうからである。

したがって、完全自由主義といっても、何が何でも国家による干渉を排除しようとするのではない。個人の自由を最大限に保証するために、国家による最小限の干渉（パターナリズム）は喜んで受け入れるのである。このような最小限の干渉例として、森村の奴隷契約禁止論を位置づけることができるだろう。

## 第2節 森村の奴隷契約禁止論

それでは次に、森村の奴隷契約禁止論を見てみよう。既に述べたように、森村の臓器売買容認論からは、奴隷契約の可能性が直ちに帰結するように思われる。しかし、森村

<sup>2</sup> 森村は明確には述べていないけれども、自由市場の維持を完全自由主義的な政策と捉え（森村2001：20）、談合を禁止するので（森村2001：184～185）、独占にも反対するのではないかと思われる。森村によれば、重要な点は「ある秩序なり制度なりが個人の自由を守っているか否か」であって、たとえ自生的な秩序であっても有害なものは有害だからである（森村2001：184～185）。

<sup>3</sup> 生存権は、理論的にどこからやってくるのか、完全自由主義とは別の原理か、と疑問に思われるかもしれない。森村の場合、生存権は自己所有権とは別の原理であり、人道主義的な考慮によって正当化される（森村1995：88～91、2001：45, 197）。しかし、私自身は、自由の理念が生存権を要請すると考えたい。生存が成り立っていなければ、自由を語ることに意味がないからである。したがって生存権を認めることは、完全自由主義にとって妥協や修正ではなくて、完全自由主義の貫徹なのである。

は奴隷契約を認めることができないと考える。何故か。「契約時の当事者と、将来の当事者とは重要な意味において別人といえる」からである（森村2001：55）。もう少し森村の説明を聞いてみよう。

その将来の人物は、奴隷契約を結んでしまったことを後悔して、重大な点で価値観が変わってしまっている可能性が強いからである。すると、奴隷契約は、現在の契約者とは別人になってしまった将来の本人の基本的な自由を侵害するものだから、その禁止は正当化できる。（森村2001：62）

ここには、人格の同一性に関する独自の見解が潜んでいるが、私たちがそれにかかざらう必要はないだろう<sup>4</sup>。森村によれば、奴隷契約の禁止は、現在の自分による侵害行為から将来の自分の基本的権利を守るものである。要するに奴隷契約禁止の根拠は、「後で後悔する可能性があるでしょ」ということであり、「だから、取りかえしのつかないようなことをしてはいけません」ということになるのである。

ここで、森村のパターナリズム論をもう少し詳しく見ておこう。森村によれば、国家による介入が正当化されるためには、以下のような要素を考慮する必要がある。

- ① 将来の害の重要さ
- ② 将来の害の発生の蓋然性
- ③ 害を受けた際の後悔の蓋然性
- ④ 人格の同一性の乏しさ
- ⑤ 現在の本人が問題の行為に与える価値
- ⑥ 現在の本人から見た問題の行為の合理性

①～③の要素は、奴隷契約の場合、非常に大きい。奴隷契約によってもたらされる害は完全な自由の喪失であるし、それは確実に起こるし、後悔することになるのもほぼ確かであろう。④の要素は、一般的には、時間の経過の長さ、影響の長期性と関連するだろう。時間の経過が長ければ、心理的に人間はより大きく変わっているだろうし、時間の経過が短ければ、あまり変わらないだろう。人間が大きく変わっていれば、国家による介入は正当化しやすい。反対に人間があまり変わっていなければ、国家による介入は正

---

<sup>4</sup> 人格の同一性とパターナリズムに関する森村の詳しい説明は、森村1989：76～117を参照。

当化しにくい。この違いの故に、森村によれば、奴隷契約は禁止できるが、短期の労働契約、例えば年季奉公は禁止できない。奴隷契約は影響が長期であるから、例えば二十年後の本人を守る必要があるが、年季奉公は影響が短期であるから、例えば五年後の本人は契約時の本人とあまり変わらず、他者危害の原則に訴えることができないからである。

⑤の要素は、奴隷契約の場合、小さいだろう。奴隷契約そのものに積極的な価値があるとは思われないからである。もし価値があるとすれば、奴隷契約で得られる財貨によって何を購えるかということからくる派生的な価値であろう。⑥の要素は、現在の本人の判断が錯誤に基づいたものではないというほどの意味である。

### 第3節 臓器売買容認論

以上のような議論を、身体部分（臓器）を売買する場合に具体的に適用すると、どうなるだろうか。まず再生が容易な身体部分、例えば血液や毛髪、骨髓液などを売る場合には、そもそも害がほとんどないと考えられる。よって国家による介入は正当化されない。

次に再生がそれほど容易ではない身体部分（臓器）で、具体的に生体提供の対象となるのは、肺、肝臓、膵臓、腎臓の4つである（平野：16）。腎臓はもともと左右に2つあるので、生体移植では、一方を提供する。そうすると、「残された片腎が代償性に腫大し残腎機能の回復により一定期間後通常の生活を送ることが可能であることが証明されている」（平野：20）。ということは、害は大きくないようである。したがって、国家による介入が正当化されない可能性が高い。森村が腎臓の売買を「禁止してはならない」と考えるゆえんである（森村2001：55）<sup>5</sup>。ただし、もともと2つあった腎臓のうち一方を摘出してしまうと、残った方の腎臓に問題が生じたとき、非常に困ったことになる。健康な人であれば、たとえ一方の腎臓が癌や結核に冒されたとしても、その腎臓を摘出してもう片方の腎臓で生き延びることができる。腎臓を売ってしまった人には、そのような余力がないからである。だから、重大な害が発生し後悔することになる可能

<sup>5</sup> 森村は、パターンリズム論の中で「重大な生理的欠陥を生ずる自傷行為への介入は正当化しやす」と述べているので（森村1989：110）、腎臓の摘出は重大な害をおよぼさないと考えているようである。

性がないわけではない。その意味で、国家による介入の余地が残るようにも思われる。

肝移植については、より問題が多いようである。2005年に公表された「生体肝移植ドナーに関する調査報告書」によれば、「あなたの手術前の予想と比べて、ご自身の手術後の経過は順調だったと思いますか」という問いに「悪かった」と答えた人が13.8%いた（日本肝移植：15）。入院生活のなかで「予想よりも手術や術後がきつく、ドナーになったことを後悔したことがあった」とかの問いに対して「強く（何度も）感じたことがある」または「感じたことがある」と答えた人は、成人症例で19.8%、小児症例で10.1%であった（日本肝移植：28～29）。手術後1年以上経過した人たちに術後に生じた症状を尋ねたところ、「半分の回答者は何らかの症状を現在も有している」（日本肝移植：16）。特に「傷のひきつれや感覚のマヒ」、「疲れやすい」、「腹部の膨満感・違和感」、「傷のケロイド」の4症状に関してはそれぞれ10%以上の人々が現在も経験している（日本肝移植：16）。将来の健康への不安に関しては、「感じる」と答えた人が38.9%であった（日本肝移植：18）。また2002年には京都大学附属病院でドナー体験者が重症化したし、2003年には日本で始めて生体肝ドナーが亡くなっている（武藤：28～29）。このような状況をうけて、日本移植学会広報委員会が編集する「臓器移植ファクトブック2009」でも、「肝提供後の生体ドナーには少なからぬ合併症のあることが明らかにされています」と述べられている（日本移植：15）。このような事情であれば、国家による介入が正当化される可能性が十分にあるのではないだろうか。

生体からの腎移植と肺移植に関しては、国内では非常に件数が少ない。生体腎移植や生体肝移植の症例数が毎年それぞれ800以上、400以上あるのに対して、生体腎移植は2004年から2008年の5年間で15例であり、生体肺移植は1998年から2008年までの11年間で76例である（日本移植：19、11、31、35）。アメリカ合衆国でも生体腎移植や生体肺移植の症例は非常に少なく、例えば2005年から2009年までの5年間で生体腎移植は4例であり、生体肺移植は14例である（HHS）。このように生体腎移植と生体肺移植は症例数が非常に少ないので、こうした臓器の摘出が摘出された人にどのような影響を与えるのかがよく分かっていない、言い換えると安全性が確認されていないと言えるだろう。その意味で、こうした臓器の売買を容認することは時期尚早と言えるのではないだろうか。ただし、安全性が確認されれば、国家による介入の必要性もなくなるだろう。

う。

以上が完全自由主義の立場から（リバタリアン）の臓器売買容認論である。

#### 第4節 臓器売買禁止論<sup>6</sup>

自己所有権を根拠とした臓器売買容認論に対しては、私たちが自分の身体に対してもっているのは完全な所有権ではなくて、たんなる用益権にすぎない、したがって身体の一部（臓器）を自由に処分することはできないという批判がしばしばなされる（高橋：81～83, 93）。しかし、この批判は、臓器売買容認論に対する批判としては強すぎる。というのは、臓器を自由に処分することが許されないのであれば、臓器を無償で提供することもできなくなるからである<sup>7</sup>。つまり、この批判は臓器売買禁止論を通りこして臓器提供禁止論になってしまう。ところが、臓器の「売買」を禁止したい人たちは、臓器の無償提供は容認するのが通例である。そういう人たちにとって、この批判は自己破壊的である。反対に、臓器を無償で提供することが許されるのであれば、臓器を有償で提供することも容認されることになるだろう。臓器を無償で提供する場合と有償で提供する場合とを比べれば、有償で提供するほうが提供者にとってより有利なのだから<sup>8</sup>、無償提供を容認して有償提供を禁じる理由はないと思われるからである。実際に、森村が臓器売買禁止論を批判するとき、最も鋭い論点がこれである——すなわち、臓器の無償提供を容認しておきながら、どうして臓器の有償提供を禁止できるのか（森村2004：182～183）。

<sup>6</sup> これ以降の議論は、主に腎臓の売買を念頭に置いている。

<sup>7</sup> 高橋も「本稿の立場によれば、各人は自己の身体に対しては用益権しかもたないので、臓器の無償提供は権利行使としては認められない」と述べる通りである（高橋：98～99）。

<sup>8</sup> 自分の臓器の提供は愛情の表現だからと言って無償提供にこだわる人がいるだろう、そういう人にとっては無償提供よりも有償提供のほうが有利だとは言えない、と思われるかもしれない。しかし、金銭的報酬（お金）はもらって悪いものではない。たしかに、具体的な物であれば、もらっても困るということがあるだろう。しかし、お金であれば、何にでも使うことができるし、使わないでただ置いておくこともできる。したがって一般的には、無償提供よりも有償提供のほうが提供者にとって有利だと言える。またどうしても無償提供にこだわるならば、報酬をいったん受けとった後で直ちに例えば慈善団体に寄付することもできる。そうすれば、報酬を受けとってはいるけれども私利を得ているわけではない、と言えるだろう。つまり、自分の臓器を無償で提供したいという精神と報酬を受けとることとは必ずしも矛盾するわけではない。

したがって、臓器売買禁止論を述べるためには、森村のこの問いかけに答える必要がある。では、答えられるだろうか。答えられる<sup>9</sup>。第3節で述べた臓器売買容認論は、いわば理想状態における理論であった。その理論を現実の世界で適用する場合には、運用上の問題点があるからである。生きている人が自分の臓器を無償で提供する場合に、一番留意する必要がある点は何だろうか。それは、臓器を提供するという意思が自由な、任意の意思であることである。臓器を提供したいという意思が自由なものであるためには、臓器摘出・移植の事実や危険性に関して十分な情報が提供者に与えられることは言うまでもなく、その上で提供者が周囲の圧力から自由であることが何よりも重要である。このことは、厚生労働省の「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針」でも第13章「生体からの臓器の取扱いに関する事項」において述べられている通りである。念のため、引用しておく。

臓器の提供の申し出については、任意になされ他からの強制でないことを、家族及び移植医療に関与する者以外の者であって、提供者の自由意思を適切に確認できる者により確認しなければならない。

特に家族の間で臓器移植が行われる場合には、提供の圧力が働きやすいので、提供の意思が自由なものであることを重々確認することが大切である。

生きている人が自分の臓器を有償で提供する場合にも、同様のことが言える。つまり、提供しようという意思が自由なものでなければならない。そうでなければ、臓器売買容認論が自己決定という根拠を失う。ところが、生存がままならないような貧困状況の中から臓器提供の意思が生まれてくる場合、その意思は自由なものとは言えない。既に第1節で述べたように、経済的に生存が成り立たないようなところで自由について語っても意味はないのである。理に適った完全自由主義者にとっては、生存が成り立つこと、生存権が保証されていることが自由のための前提条件である。例えば、ある人が海で溺れかかっているとしよう。そこを船で通りかかった私的那个人に向かって「救命浮き輪が欲しいですか、百万円で売ってあげましょう」と言ったとしよう。溺れかかっ

---

<sup>9</sup> 私が臓器の無償提供を容認しているのか、と問われるかもしれない。臓器の無償提供は、現在の日本で基本的に容認されているし、私もそれで問題ないと考えている——つまり、臓器の無償提供を容認する。

た人は、助かるためには、百万円という条件を飲まざるをえないだろう。何が何でも、溺れかかっている現状から脱出したいからである。しかし、このような取り引きは決して自由な取り引きではない。

これは要するに、臓器売買が搾取や強制になるという主張である。どういうことか。溺れかかった人は、溺れかかっているという窮状になれば、救命浮き輪のために百万円も差しだしはしなかつただろう。同じように、臓器を売ろうという人も、もし生存が成り立たないような経済的困窮状態になかったならば、臓器を差しだしはしなかつただろう。止むにやまれぬ状況になかったならば差しださなかつたようなものを、止むにやまれぬ状況にあったために搾り取られているのである。ではなぜ、そのように法外なものを搾り取られるのか。それは、他にもっとましな選択肢がないからである。自発的には選択しないようなことを、他にましな選択肢がないから選ばざるをえない、それが強制ということの意味である。溺れかかった人も臓器を売ろうという人も、生存が脅かされているので、どんな不利な条件でも受けいれざるをえないのである。

## 第5節 臓器売買禁止論の批判への応答

次に、臓器売買が搾取や強制になるという主張に対する批判を検討し、反論しよう。例えばラドクリフ・リチャーズは、「売主自身が臓器を売りたいがっており、しかも臓器を売ることこそが自分に選択可能な最良のオプションだと考えている」から臓器売買は搾取ではないと主張する（安部／米村：32）。森村も、搾取の最も典型的な意味を「その人の意に反してその人から利益を奪うこと」としたうえで、臓器を売る人は「売買を強制されたわけではない」し、「売り手も利益を得る」のだから「利益を奪われているわけでもない」と主張する（森村2004：174～175）。確かに、森村の主張通りだと、臓器売買は搾取ではないことになるだろう。しかし、臓器を売ることがなぜ最良の選択肢なのかを考える必要がある。それは、様々な好ましい選択肢の中で最良の選択肢なのではない。もっとましな選択肢がないから、最悪の選択肢に比べて最良であるにすぎない。例えば、ある人が仕事を失い、路頭に迷い、飢えに苦しんでいるとしよう。その人を資本家が雇って、長時間、生きざりぎりの賃金で働かせるとしよう。その場合も、森村の言葉使いに従えば、労働者は自発的に雇用契約に入っているし、賃金を受けとって

いるのだから、搾取ではないということになるだろう。このような搾取の典型的な事例が、森村の言葉使いによれば、搾取でなくなる。ということは、森村の言葉使いがどこかおかしい。どのようにおかしいのか。契約が「自発的」であるという見せかけが、止むにやまれぬ選択であるという実態を隠蔽している。「利益を得ている」という見せかけが、より根本的に「搾り取られている」という実態を隠蔽しているのである。

臓器売買が強制になるという意見に対して、森村は、次のように述べて批判する。

臓器売買を禁止すると、それができる場合に比べて、臓器を売る用意のある人々の状態はいつそう悪化してしまうからだ。臓器売買を禁ずる代わりに彼らの生活状態を改善するならともかく、ただ禁止するだけでは、臓器を売ってでも金銭を欲しいと思っている人々をかえって苦しめるだけで、禁止する側の欺瞞的な自己満足にしかならない。（森村2004：175～176）

この引用の後半部は、臓器売買禁止論者にとって痛い点を衝いているが、それについては後で論じる。主要な論点は前半部、すなわち、臓器売買の禁止は売り手の生活状態を改善するのではなくて悪化させるという点である。同じことをラドクリフ・リチャーズは、自律という概念に訴えて次のように述べている。

選択の幅が狭すぎるのが問題であるならば、貧困下で残された最良の選択肢を奪いさり、選択の幅をより一層狭いものにしても、事態の改善にはならない。臓器売買の禁止は、選択の幅という点から言って、選択をより一層自律的でないものにするのである。（Radcliffe-Richards：1950）

森村やラドクリフ・リチャーズの批判は、臓器売買が強制になるという点を認めたくえで、それでも臓器売買のほうがその禁止よりもましだという趣旨のようである。別の言い方をすると、臓器売買が強制になるという論点を無視ないしは軽視している。

臓器売買が強制になるという論点をより直接に批判しているのが、モナである。モナは、選択肢が限られていて交渉力が弱いからといって、同意が真に自律的ではないということにはならないと主張する（Mona：371）。モナは、次のような例を挙げて論じる。

私が、宇宙飛行士になる可能性がなかったからといって、自発的に哲学者になったのではないということには全然ならない。家族を養うために、タクシー運転手では少ししかお金を稼げないからといって、石油プラットホームでの労働契約に同意することが真の同意ではないということには全然ならない。私に、売ることのできる自動車がないからといって、私が収集した素晴らしいクリップの販売に同意することが完全に自由ではないということには全然ならない。私に資金がないからといって、自分の靴を売ることが自発的ではないということには全然ならない。(Mona : 371~372)

言い換えると、選択肢が限られていたとしても、同意は自発的・自律的でありうるということである。臓器売買の場合に当てはめて考えてみると、臓器を売るという選択は決して強制されたものではなくて、与えられた選択肢の中では自発的・自律的な選択だということだろう。

モナはまた、次のような興味深い例も挙げている。

手術を受け入れて50%の生存率を手に入れるか、それとも手術を断って0%の生存率を受け入れるかという選択を迫られた患者の同意能力は、どうなるだろうか。(Mona : 373)

この場合、患者にはどのみち選択の余地はないのだから、患者の同意は自発的なものではなく、医師は患者の同意を得る必要がないのだろうか。そういうことにはならない。医師は患者の同意を得る必要があるし、患者の同意は可能でなければならない。同じように、臓器を売りたい人の同意も真正なものでありうる、というのである。

たしかに、モナのあげる例ではすべて、同意は真正なものであると思われる。まず、哲学者になる、石油プラットホームでの労働契約に同意する、クリップの販売に同意する場合には、他にも様々な選択肢があっただろうと考えられる。だから、その中で特定の選択肢を選ぶのは強制ではなくて自発的・自律的な選択であるだろう。資金がない場合に自分の靴を売ってどれだけのお金になるのか、分からないので、靴をダイヤモンドの指輪に変えてみよう。そうすると、ダイヤモンドの指輪を持っている人は、それだけの財産を持っているのだから、その財産を換金することは自由な選択であるだろう。

他方、手術を受け入れる患者の場合には、手術を受け入れないという選択の余地はないと思われる。つまり手術に同意せざるをえないのである。にもかかわらず、その同意は真正な同意である。何故か。同意が、他人から強制されているわけではないからである。手術を受け入れる患者の場合と自らの臓器を売ろうとする人の場合の違いを見るには、本人ではなくて、強制している側、搾取している側に注目することが必要である。本人にしてみれば、手術を受け入れる患者も自らの臓器を売ろうとする人も、自分が生きるために残された唯一の選択肢に同意している。ラドクリフ・リチャーズも言うように、自らの臓器を売ろうとする人は、自分に与えられた選択肢の中で最良の、合理的な選択をしているのである（Radcliffe-Richards：1950）。その点で、自らの臓器を売ろうとする人は、なんら間違ったこと、悪いことをしているわけではない。しかし問題は、強制している側、搾取している側にある。手術を受け入れる患者の場合には、その患者が手術を受け入れるように患者の選択肢の幅を狭めている人は誰もいない。

では、自らの臓器を売ろうとする人の場合はどうか。ヴィーチの言葉を引用しよう。

道徳的に決定的な問題点は、臓器を買おうとしている裕福な人に、臓器購入の他に、貧しい人の絶望的な状況を改善する方法があるかどうかである。もし裕福な人が貧しい人の絶望的な状況につけ込むのではなくて、その絶望的な状況に応じて、例えば食料を提供することができるならば、その場合、臓器購入の申し出が貧しい人にとって抗いがたいほど魅力的となるような状況を作り出すために意図的に食料の提供を差し控えることは、貧しい人の選択肢を非倫理的な仕方で操作することになる。（Veatch：28～29）

実際に、裕福な人には、臓器購入の他に、貧しい人の絶望的な状況を改善する方法が十分にある。改善する方法があるだけではない。理に適った完全自由主義者である森村が認めるように、人間には生存権が保障されねばならない。では、その生存権を保障する義務を負うのは誰か。それは、生存権が保障されている人、特に豊かな生活を享受している人であろう。そのように裕福な人が他人の生存権を保障する義務を履行しないで、臓器を売ることが抗いがたいほど魅力的になるような貧困状況を作りだしておくこと——そのことが強制であり、それによって自分が利益を得る場合には搾取なのである。

したがって、問題を解決する方法は、ラドクリフ・リチャーズも言うように、次のよ

うになる。

事態を改善する唯一の方法は、貧困をなくして、臓器を売ることがもはや最良の選択肢と思われなくようにすることである。もしその目標が達成されたならば、臓器売買の禁止は必要でなくなるだろう——臓器を売りたいなどと思う人は誰もいないだろうからである。(Radcliffe-Richards : 1950)

これは、先の引用で森村が「臓器売買を禁ずる代わりに彼らの生活状態を改善するならともかく」という言葉で示唆していた解決方法である(森村2004 : 176)。ただし森村は、貧しい人の生活状態を改善することが裕福な人の義務だとは認識していないようである。それは、森村によれば、貧しい人の困窮が「買い手側の不正に引き起こしたものの」ではないからである(森村2004 : 176)。しかし、海で溺れかかった人の例を思いおこしてみよう。船で通りかかった私は、その人を海に突きおとしたわけではない。にもかかわらず、浮き輪を百万円で売りつけようとする私は、その人の絶望的な状況につけ込んでいえるだろう。というのは、私は浮き輪を三千円で売ることも無償で提供することもできただろうからである。同じように、裕福な人は、臓器を受けとらないで、資金提供によって貧しい人の生活状態を改善することもできただろう。だから、裕福な人は、貧しい人の絶望的な状況につけ込んでいえる。

これに対して森村は、「臓器の売り手も、臓器移植手術を受けなければ長生きできないというレシピエントの弱みを利用して」臓器を売りつけ、買い手から高い料金を搾り取っている、と言うかもしれない(森村2004 : 175)。しかし、既に述べたように、すべての人間に生存権が保障されるべきであり、その義務を負うのが既に生存権を保障されている人、特に裕福な人であるとすれば、裕福な人は貧しい人に対して義務を履行していないことになる。つまり、貧しい人の困窮は裕福な人の不正行為の結果なのである<sup>10</sup>。他方、貧しい人は、臓器を必要とする人に対して臓器を提供する義務を負うわけで

<sup>10</sup> 貧しい人が生存権を保障されていないとしても、そこから直ちに裕福な人が不正を犯しているということにはならない、直接的には政府の責任である、と思われるかもしれない。しかし、政府は国民を代表するに過ぎない。したがって、政府が責任を果たしていないということは、国民が責任を果たしていないということに他ならない。それは国民の連帯責任だと言えるだろう。けれども、国民の中にも、裕福な人と貧しい人との違いがある。そして裕福な人がより大きな租税を負担するのが当然だとすれば、裕福な人にはより大きな責任ないしは主たる責

はない<sup>11</sup>。各人の臓器が各人のものであることは、自己所有権によって保障されているからである。要するに、裕福な人と臓器の売り手との違いは、裕福な人は貧しい人を困窮から救う義務を負うが、臓器の売り手は臓器の買い手を救う義務を負うわけではない。したがって、裕福な人はその不正によって貧しい人の困窮を作りだしているのに対して、臓器の売り手はその不正によって臓器の買い手の困難な状況を作りだしているわけではない。それで、貧しい人から臓器を買う裕福な人は貧しい人を強制・搾取しているのに対して、臓器の売り手は臓器の買い手を強制しているわけでも搾取しているわけでもないのである。

だから、臓器売買禁止の趣旨は、貧しい人に間違っただけのことをさせないということではなくて、裕福な人が貧しい人を強制・搾取するのを止めさせる、貧しい人を裕福な人による強制・搾取から守るということである。また、上で細かく論じてきたことから明らかかなように、問題は貧しい人の貧困であり、裕福な人が貧しい人の貧困を放置しておくことが既に不正なのである。

しかしながら、この不正な現実を前提としたとき、裕福な人が貧しい人から臓器を買うことは、不正を緩和することになるのか、それとも増幅することになるのか<sup>12</sup>。それが問題とされうる。明らかに、森村やラドクリフ・リチャーズは、臓器売買が不正の緩和に資すると考えているようである。貧しい人はお金を手に入れられるからである。たしかに、貧困の緩和には資するだろう。しかし、不正の緩和にはならない。なぜなら、  
任があると言えるだろう。

<sup>11</sup> 臓器を必要とする人の視点はどうなるのか、特にその人の生存権はどうなるのか、と疑問に思われるかもしれない。臓器を必要とする人が裕福であれば、既にその人の生存権は経済的に保障されている。医療を受けることが生存権に含まれるとしても、裕福な人が医療を受けるのに困難はないだろう。しかし、他人から臓器を受けとることは、生存権には含まれない。他人から臓器を受けとることは、正当な必要性というよりも特殊な欲求と言うべきである。そのような欲求は、臓器を欲しいという人と臓器を提供したいという人との間で、双方の自由な同意に基づいて満たされうる。しかし、それは一方が他方に対して請求できるような類のものではない。

<sup>12</sup> 2007年にフィリピンで提案された臓器売買の公的システムは不正の緩和を目指していたのではないかと、言われるかもしれない。たしかに、その法案は、貧しい人が闇の仲介業者によって搾取されるのを防ぐことを目指していたようである。しかしながら、闇取引を公的取引に変えたからといって、不正が不正でなくなるわけではない。臓器を売らねばならないというような貧困を減らすことが真の意味で不正の緩和になるのであって、貧しい人を助けるために臓器売買を認めるというのは本末転倒である。

貧しい人は、ラドクリフーリチャーズも認めるように、貧困でなければ誰も望まないようなことを強要されているからである。森村流に言えば、「狭義の自己所有権」すなわち身体所有権を侵害されているからである（森村2001：34）。したがって、裕福な人が貧しい人から臓器を買うことは、不正に不正を重ねることになり、禁止されるべきである。

次に、ラドクリフーリチャーズの次のような反論を見てみよう。

特定の時、特定の所で臓器売買に反対する十分な理由があるとしても、そのことは全面禁止の理由というよりもそのような理由を取りのぞくべき理由と見なされるべきである。（Radcliffe-Richards：1951）

これはつまり、特定の事例に関して臓器売買に問題があるとしても、そこからはそのような問題を取りのぞくべきだということにしかならず、臓器売買を全面禁止するべき理由にはならないということである。さらに言えば、ある貧しい人が臓器を売ることが搾取の結果だとしても、他の人、特に貧しくない人が臓器を売ることが禁止する理由にはならないということである。しかし、これに関しては既にラドクリフーリチャーズ自身が答えを与えている——すなわち、貧困になれば、「臓器を売りたいなどと思う人は誰もいないだろう」（Radcliffe-Richards：1950）。私も、これが現実的な判断であると考え。したがって、臓器売買の禁止によって不利益を被る人は誰もいないと推定される。臓器売買の禁止は、裕福な人が貧しい人を搾取するのを止めさせるだけなのである<sup>13</sup>。

では、臓器売買に関して取りのぞくべき問題点とは何か。もし問題点が貧しい人の無知・無理解であったならば、教育や情報提供が必要だろう。これは、比較的容易に克服

---

<sup>13</sup> 私の議論は臓器売買禁止論ではなくて臓器売買制限論にしかならない、と言われるかもしれない。臓器売買にまつわる問題点が貧しい人が搾取されることにあるとすれば、臓器売買に対して、売り手が貧困状態にないことという条件を付ければすむだろうからである。しかしながら、第1に、貧困になれば臓器を売りたいなどと思う人は誰もいないだろうという現実的な想定のもとでは、このような臓器売買制限論と私が述べる臓器売買禁止論との間に実質的な違いがない。第2に、貧困になれば臓器を売りたいなどと思う人は誰もいないだろうという想定が現実的ではないということであれば、私の議論は臓器売買制限論だと言われてもよい。議論の要点は、生存が成り立たないような貧困状況にある人が搾取されるのを禁止することだからである。

できる問題点だろう。しかしながら、最大の問題点は、貧しい人が貧困の故に臓器を売  
ることを余儀なくされるということである。この問題点を解決する方法は、既に述べて  
いるように、貧しい人の貧困をなくすことである。そのことから考えると、臓器売買の  
禁止は、貧困がなくなるまでの次善の策だと言える。

ここで次に、貧しい人の生活状態を改善しないで臓器売買を「ただ禁止するだけで  
は、臓器を売ってでも金銭を欲しいと思っている人々をかえって苦しめるだけで、禁止  
する側の欺瞞的な自己満足にしかならない」という森村の批判点に帰ってみよう。たし  
かに、貧しい人の生活状態を改善しないで臓器売買をただ禁止することは、禁止する側  
の欺瞞的な自己満足と言われても仕方ないだろう。では、どうすればよいのか。貧しい  
人の生活状態を改善することである。貧しい人の生活状態を改善すること、ないしは改  
善するよう努力することと臓器売買を禁止することは、矛盾的でも欺瞞的でもない。少  
なくとも個人の次元では、貧困の解消と臓器売買の禁止とを同時に主張することは決し  
て矛盾的でも欺瞞的でもない。では、社会の次元ではどうか。ヴィーチは約30年前、臓  
器売買禁止論者であった。しかしながら、アメリカ社会がいつこうに国内の貧困問題を  
解消しようとしなないのを受けて、ヴィーチは最近、臓器売買容認論に立場を変えた  
(Veatch : 31~32)。

しかし、私はヴィーチに賛成できない。第1に、日本やアメリカのような豊かな社会  
は、貧困を解消するだけの十分な力がある。第2に、より重要な理由として、貧しい人  
の自己所有権の侵害のほうが、貧困よりも大きな不正である。というのは、貧困が外的  
な財産の問題であるのに対して、自己所有権の侵害は各人に固有の内的な権利の問題だ  
からである。森村流に言えば、「広義の自己所有権」よりも「狭義の自己所有権」のほ  
うが根本的だからである(森村2001 : 34)。その故に、生存権を他人に対する請求権と  
して認めない人の場合でも、自分の身体に対する所有権は認めるのが通例である。した  
がって、貧困を緩和する手段として、臓器売買の容認は適切ではない。

では、日本やアメリカのような豊かな国の国内問題としてではなくて、国際社会の問題  
として見た場合には、どうだろうか。特に、国全体が貧しくて、貧しい人を救済する  
だけの資力がその国の政府にない場合、やむを得ない手段として臓器売買が許容される  
べきだろうか。たしかに、貧しい人に生存権を保障する責務は、第1にその国の政府・

国民が負うと思われる。しかしながら、国全体が貧しくて、貧しい人に生存権を保障できないような場合、貧困国の貧しい人に生存権を保障する責務は、豊かな国、特に豊かな国の裕福な人が負うべきである。実際に、地球全体には、地球から貧困をなくすだけの十分な富がある。したがって、先進国の裕福な人が途上国の貧しい人から臓器を買うことも禁止されるべきである。

## 第6節 再び臓器売買容認論

ラドクリフ・リチャーズが言うように、貧困になれば、「臓器を売りたいなどと思う人は誰もいないだろう」(Radcliffe-Richards : 1950)。私も、それが現実的な判断であると考え。そうすると、貧困がなくなったならば、臓器売買を禁止する必要もないだろう。臓器売買を禁止する必要がなければ、臓器売買を容認してもよいだろう。たしかに、「臓器を売りたいなどと思う人は誰もいないだろう」(Radcliffe-Richards : 1950)。しかし現在でも、自分の臓器を他人に無償で提供しようという人はいる。そういう人に対して、臓器を受けとった側がお礼をしたいと思うのは自然なことだろう。その場合、臓器の提供者は、臓器提供の無償性に固執して例えば金銭的なお礼を断る必要はないだろう。ということは、呼び名は何であれ、実質的に臓器売買が行われることになる。そうして、臓器提供に対する金銭的報酬が慣行となれば、理論的可能性として次のような人も現れてくるだろう——すなわち、特に貧しいというわけではないけれども、自動車を買うために自分の臓器を売りたいというような人である<sup>14</sup>。そうした場合、完全自由主義の立場からすれば、臓器売買を容認することになるだろう<sup>15</sup>。

<sup>14</sup> 自分の臓器を売ってまでして自動車を買いたいというのは自由な選択ではない、そのような欲求は例えば自動車産業によって操られているのであって、それこそ搾取ではないか、と言われるかもしれない。たしかに人間は、欲求を形成するに際して他人の影響を受ける。(他人の影響を受けずに欲求を形成することなどありえないだろう。)しかし、だからといって、形成された欲求が自分の欲求でないということにはならない。そして、何に価値を見出すかという価値観の多様性を認めるのが、(完全)自由主義の原則である。したがって、自分の臓器を売ってまでして自動車を買いたいという欲求がたとえ他人にとって非合理的なものと思われたとしても、そのような生き方の多様性を許容するのが(完全)自由主義の立場であろう。

<sup>15</sup> このような臓器売買容認論に対しては、臓器の売買すなわち商品化は人間の尊厳に反するという批判がある(甲斐2007a : 20~22、城下 : 104)。しかし、完全自由主義の立場からすれば、本人の意志を尊重することのほうが国家・他人による干渉よりも人間の尊厳に適っているだろう。また森村は、臓器売買が社会において人体に対する尊重の念を失わせるから——

## まとめ

本論は、臓器売買の容認論と禁止論を同時に述べているので、主張が分かりにくくなっただけかもしれない。そこで最後に、本論の主張を簡潔にまとめておく。まず第1に、臓器売買が問題となりうる肺、肝臓、膵臓、腎臓に関して、腎臓の摘出はそれほど害がないようなので、臓器売買が容認されるだろう。肝臓の部分摘出は健康に害があるようなので、肝臓の売買は禁止されるべきだろう。肺と膵臓については移植の症例が少なく、安全性・危険性がよく分かっていないので、現時点では容認されないだろう。

しかし第2に、現実の臓器売買を見た場合、臓器を売りたいという意思是、生存がままならないような貧困状況の中から出てきている。そのような意思是自由なものとは言えず、裕福な人が貧しい人を貧困から救わないで貧しい人の臓器を買おうとするのは搾取である。したがって、現実の社会では、臓器売買は禁止されるべきである。

しかしながら第3に、将来の理論的可能性としては、貧困のない社会を想定することができる。そこでは、貧困の故ではなくて、自由な選択によって自分の臓器を売ることが考えられ、そういう臓器売買は容認されるだろう。

## 補論1 自己所有権

上で述べた私の議論の基礎には、自己所有権という考え方がある。しかしながら、自己所有権という考え方に対しては、そもそもそのような考え方がおかしいという批判もある。ここで、そのような批判に答えておきたい。まず、自己所有権の主体と客体はいずれも、高橋が適切に解釈しているように（高橋：88）、身体的自己である。すなわち、自己所有権の主体としては身体的自己をおいて他にはなく、かつ自己所有権ということで主張されている所有権の対象はその身体的自己そのものである。

まず高橋は——身体を使用するという表現には違和感がないのに比して——身体を所有するという表現には「多くの人が違和感を覚える」と言う（高橋：91）。しかし、奴隷制の下では、私の身体が所有や売買の対象になりうるのだから、身体を所有するとい

---

つまり社会に及ぼす悪影響のために——禁止されるべきだという議論を簡単に紹介し、反論している（森村2004：177～178）。その反論は、臓器売買が社会において人体に対する尊重の念を失わせるという主張が経験的に疑わしいというものであり、私も森村と同意見である。

うことに概念上の難点はない。私の身体を買ったり所有したりすることがありえたように、奴隷を解放するということもありえた。解放された奴隷は、はれて自分の身体の所有権者になれたと言ってよいだろう。また、仮に自分の身体を所有するという表現に多くの人が違和感を覚えるとしても、「この手を使う」とか「この足を使う」という表現が自然であるように、「この手は私のものだ」とか「この足は私のものだ」という表現も自然なものである。それどころか、どうしてこの手を自由に使うことができるのか、ということ考えた場合、この手は私のものだからだというのが自然な答えであるように思われる。

いずれにせよ、日本語の用法として自然であるかどうかは、それほど重要なことであるようには私には思われない。では、自己所有権のどこが問題なのか。高橋によれば、私たちが自分の身体に対してもつのは自己防衛権と身体用益権である（高橋：79～84）。ここで、自己防衛権とは、「介入への抵抗権あるいは干渉排除権」のことであり、用益権とは、対象を使用し、対象から収益を得る権利である（高橋：83）。はたして、自己所有権と自己防衛権・身体用益権とはどこが違うのか。所有権は全面的な支配権を意味するので、もし私に自己所有権があれば、当然、私には自己防衛権と身体用益権もある。言い換えると、自己所有権の（権利の）束の中には、自己防衛権と身体用益権も含まれる。しかし反対に、私に自己防衛権・身体用益権があったとしても、自己所有権があるとは限らない。言い換えると、自己所有権の中に含まれている1部の権利が自己防衛権・身体用益権の中には含まれない。そのような権利としては、処分権が重要である。処分権は、自己所有権の中には含まれるけれども自己防衛権・身体用益権の中には含まれない。処分権を具体的に言えば、例えば自殺する権利である<sup>16</sup>。そこで、実質的な問題は、私たちには自殺する権利があるのかなのかということである。もし自殺する権利があるのであれば、私たちは自己所有権をもっているのだろう。もし自殺する権利がないのであれば、私たちがもっているのは自己所有権ではなくて自己防衛権・身体用益権にすぎないのだろう。

私たちには、自殺する権利がある。生命権とか生存権とか言われる、生きる権利は、

---

<sup>16</sup> 私たちに、もし自殺する権利があれば、自分の身体を部分的に破壊する権利もあるだろう。自分の身体の一部を破壊する権利があれば、自分の身体の一部を（有償または無償で）譲渡する権利もあるだろう。

権利であって義務ではないからである。言い換えると、生きる権利の中には、いかに生きるかに関する自由権だけではなくて、生きないという権利も含まれている。いかなる人も、生きることを他人によって強制されるべきではないからである。このように考えてくると、介入排除権としての自己防衛権をもった人は自殺に際しても他人による介入を排除できるので、自己防衛権から自殺権を導き出すことができそうである。

もちろん、高橋のように、「自分の身体であっても任意に処分できない」という直観をもつ人は少なからずいるようである（高橋：81）。しかし、例えば耐え難い苦痛に苛まれている人が死にたいと願うのを、どうして他人が阻止できるのだろうか。そのような場合、自殺の禁止は、拷問を強いるに等しいだろう。人間にはこの世から自由になる権利があるべきだと私には思われる。

## 補論2 搾取とは何か

上で述べた私の議論では、どのような場合が搾取でありどのような場合が搾取でないかということが一般的、直観的な理解に依存して<sup>17</sup>、搾取とは何かが説明されていない、と言われるかもしれない。そのため、搾取であるような場合とそうでないような場合との境界線が明らかではない。例えば、臓器売買の場合と石油プラットフォームでの労働契約の場合とで、いったいどこが違うのか。もし臓器売買が搾取であるならば、石油プラットフォームでの労働契約も搾取になるだろうし、反対にもし石油プラットフォームでの労働契約が搾取でないのならば、臓器売買も搾取ではないということになるだろう。そのように思われるかもしれない。そこで、この補論では、搾取とは何かをできるだけ明らかにするべく、搾取の特徴と思われることを述べてみたい。

第1に、単に好ましくない選択肢の中から最もましな選択肢を選ぶというのと、非常に好ましくない選択肢の中から最もましな選択肢を選ぶというのとでは違う。この2つは区別する必要がある。搾取であるかそうでないかは実質的な問題なのである。言い換えると、単なる貧困状況の中で好ましくない選択肢の中から自分に最もましと思われる選択肢を選ぶような場合と、生存が成り立たないような貧困状況の中で他に選択肢がな

---

<sup>17</sup> 搾取についての私の理解は、マルクスの搾取概念に影響されているかもしれないけれども、それに依存するものではない。そのような一般的な搾取概念の探求については、例えば Wertheimer が参考になる。

いから非常に好ましくない選択肢を選ぶような場合とでは意味が違う。石油プラットホームでの労働契約の場合、様々に条件は違うだろうけれども、他にも雇用の機会、つまり選択の余地があるだろう。仕事がきつい、汚い、危険（いわゆる3K）だから好ましくないというだけでは、搾取にはならない。他方、生存が成り立たないような貧困状況の中から臓器を売ろうという人は、他に選択の余地がないからそのように非常に好ましくない選択をするのである。それは実質的に強制と言ってよい。臓器を売ることが非常に好ましくない選択肢だというのは、臓器を売ろうとしている本人自身、もし生存が成り立たないような貧困状況になかったならば臓器を売ることなど思いもよらなかったであろうということである。臓器を売るか、もう死んでしまうかという選択に立たされたとき、臓器を売るという選択は、自由な選択ではない。

他方、石油プラットホームでの労働契約やきつい、汚い、危険な仕事は、生存が成り立たないような貧困状況にはない人でも選択することが十分にありうる。その程度の、好ましくない選択肢であるにすぎない。

ただし私は、石油プラットホームでの労働契約やきつい、汚い、危険な仕事が決して搾取にならないと主張しているわけではない。場合によっては、つまり条件が非常に悪い場合には、そのような仕事が搾取になる可能性もある。

第2に、搾取は、搾取される人が1人でできることではない。むしろ、搾取される人に対して搾取する人が行うことである。したがって、搾取には、搾取する人の関わりが入ってくる。この関わりは2通りの仕方でありうるように思われる。まず、搾取される人の困窮に対して、搾取する人に責任のある場合がある。森村でさえも、搾取が強制になるという議論を批判するなかで、「ただし売り手の困窮が買い手側の不正に引き起こしたものだったら、話は別である」と述べている（森村2004：176）。もちろん森村は、臓器の売り手の困窮が買い手側の責任ではないと考えている。たしかに、臓器の特定の買い手Aさんと特定の売り手Bさんを見るならば、Bさんの困窮をAさんが引き起こしたとは思われまいだろう。しかし、本論でも述べたように、生存権はすべての人に保障されるべきである。その場合、生存権を保障する義務を負うのは、裕福な人たちであると思われる。とすれば、生存権が保障されていない人に対して、裕福な人たちは義務を果たしていないという責任がある。Aさんも裕福な人間の1人として連帯責任を免

れない。その意味で、Bさんの困窮も、Aさんの責任なのである。

ただし、この関わり方は、海で溺れかかっている人の事例のように、搾取にとって必須ではないかもしれない。その事例の場合、浮き輪を百万円で売りつけようとする私は、その人を海に突きおとしたわけではないからである。それでも、私の行為は搾取だと思われる。

ここで、選択が自由なものかどうかということに関して、注釈を加えておきたい。というのは「自由な」という形容詞は2通りの意味があって曖昧だからである。第1に、実質的に選択の余地がないという意味において、ある選択は実質的に自由ではない。

(実質的にというのは、理論的には死を選択することもできるからである。) 言い換えると、選択が自由なものであるためには、実質的に選択の余地がなければならない。この意味では、50%の生存率の手術を受け入れる患者の選択も自由ではない。第2に、他人から強制されていないという意味で、ある選択は自由な選択である。この意味では、50%の生存率の手術を受け入れる患者の選択は自由な選択である。

さて、搾取する人のもう1つの関わり方である。搾取には、他人が不当に利益を得ているということが繋がっている。ここで「不当に」というのは、客観的に見て公正な関係を基準として言われることである。つまり、客観的に公正な関係(の存在)を前提としている<sup>18</sup>。例えば、私が浮き輪を売って百万円を手に入れるとすれば、私は暴利を得ている。臓器売買の場合、本来各人に固有に属していて、もし貧困になれば誰も売ろうなどとは思わないような物を、買い手は手に入れている。売り手の困窮に対して買い手にも責任があることを考え合わせれば、「手に入れている」というよりも「奪っている」と言ったほうがよいかもしれない。

### 補論3 臓器に公正な価格はあるか

栗屋は、透析機械が約400万円することから、腎臓を数十万円で提供させることを搾取であると断じる。しかし同時に、「1つの腎臓にたとえば5000万円の対価を払うな

<sup>18</sup> 私の搾取論は、その基礎に、客観的に公正な(取引)関係とは何かを説明する理論が欠けている、と言われるかもしれない。しかし、公正な関係についてどのような理論が想定されるにしても、いくらかの事例が搾取であることは直観的にほぼ確かである。そのような直観に基づいて、搾取について語るができるだろう。

ら」搾取でなくなるという可能性も示唆している（粟屋：118）。果たして、臓器提供に対して高額な報酬を支払えば、搾取でなくなるのだろうか。

たしかに、補論2でも述べたように、何が搾取で何が搾取でないかは実質的な問題である。つまり、取引の条件に依存する。その意味では、臓器提供に対する対価を非常によくすれば、搾取でなくなるようにも思われるだろう。例えば、海で溺れかかっている人に対して私が売る浮き輪の値段を三千円に下げるならば、私の行為は搾取ではなくなるだろう。しかし、このような論理が臓器売買に適用できるだろうか。

たしかに、私が第6節で述べたように、生存が成り立たないような貧困の存在しない世界においては、臓器売買が自由に行われる可能性がある。その場合には、公正な価格を考えることができ、それを基準として特定の臓器売買を搾取であるとかないとか言うことができるだろう。しかし現実の世界では、臓器の買い手は売り手の困窮に責任があるという仕方で関わっている。言い換えると、売り手は、もし貧困になかったならば売ろうなどとは思いつかなかったような物売ることを強制されている。この関わり方のゆえに、買い手は依然として不当な利益を得ている。したがって、たとえ臓器に5000万円の値段をつけたとしても、搾取が搾取であることに変わりはない。

そうすると、次のように言われるかもしれない。臓器の買い手Aさんは、臓器の潜在的な売り手Bさんに1000万円の支援をして、Bさんを貧困から救いだしてあげる。その後で、Bさんの腎臓を4000万円で買えば、搾取でなくなるだろう。しかし、そうとも言えない。なぜならば、BさんはAさんに特別な恩義を感じているだろうからである。その意味で、Bさんの臓器を売ろうという意思が自由なものであるかどうか、疑わしいからである。

結局のところ、現実の世界において臓器の譲渡が搾取であるか否かを左右するのは、価格の問題ではなくて、意思の自発性の問題である。自由な意思であれば、無償提供であっても搾取ではない。反対に、意思が自由なものでなければ、対価が高額な臓器売買であっても搾取である。

## 参考文献

- 安部圭介／米村滋人、「臓器移植と自己決定権——ミュンヘン会議からの示唆」、樋口／土屋：26～50に所収。
- 栗屋剛、「生体間移植・臓器売買」、甲斐2010：114～125に所収。
- 甲斐克則 [2007a]、「人体構成体の取扱いと『人間の尊厳』」、『法の理論』第26巻、3～27頁。
- [2007b]、「生体移植をめぐる刑事法上の諸問題」、『法律時報』第79巻第10号、37～41頁。（若干の加筆のうえ）城下：97～107に再録。
- 編 [2010]、『レクチャー生命倫理と法』、法律文化社。
- 川口浩一 [1999]、「法学者の立場から——「死ぬ権利」と刑法」、『医学哲学医学倫理』17号、203～210頁。
- [2007]、「臓器売買罪の保護法益」、『法律時報』第79巻第10号、42～47頁。（若干の加筆のうえ）城下：109～122に再録。
- 厚生労働省、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針」、2010年。
- マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）、『これからの「正義」の話をしよう——いまを生き延びるための哲学』、早川書房、2010年。
- 城下祐二編、『生体移植と法』、日本評論社、2009年。
- 高橋文彦、「自己・所有・身体——私の体は私のものか?」、森田：69～101に所収。
- 中山茂樹、「生体移植と「患者の自己決定権」」、城下：55～67に所収。
- 日本移植学会広報委員会編（日本移植と略記）、「臓器移植ファクトブック2009」、2010年。<http://www.asas.or.jp/jst/pdf/fct2009.pdf>
- 日本肝移植研究会ドナー調査委員会（日本肝移植と略記）、「生体肝移植ドナーに関する調査報告書」、2005年。[http://jlts.umin.ac.jp/donor\\_survey\\_full.pdf](http://jlts.umin.ac.jp/donor_survey_full.pdf)
- 長谷川／角田編、『ブリッジブック法哲学』、信山社、2004年。
- 旗手俊彦、「生体移植をめぐる『法と倫理』」、『法律時報』第79巻第10号（2007年）、15～19頁。（若干の加筆のうえ）城下：43～53に再録。
- 樋口／土屋編、『生命倫理と法——東京大学学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」』、弘文堂、2005年。
- 平野哲夫、「生体臓器移植をめぐる医学的状況について」、城下：15～25に所収。
- 武藤香織、「「生体肝ドナー調査」からみる課題」、城下：27～40に所収。
- 森田成満編、『法と身体』、国際書院、2005年。
- 森村進 [1989]、『権利と人格——超個人主義の規範理論』、創文社。
- [1995]、『財産権の理論』、弘文堂。
- [2001]、『自由はどこまで可能か——リバタリアニズム入門』、講談社現代新書。
- [2004]、「臓器はいかに分配されるべきか」、長谷川／角田：172～187に所

収。

- Hogg, Chris. "Why not allow organ trading?" *BBC News* (30 August, 2002). <http://news.bbc.co.uk/2/hi/health/2224554.stm>
- Matas, Arthur J. "The Case for Living Kidney Sales: Rationale, Objections and Concerns." *American Journal of Transplantation* 4 (2004): 2007-2017.
- Mona, Martino. "Rechtsphilosophische Analyse der Entgeltlichkeit und Vertragsfreiheit in der Nierenspende — Verwerflicher Organhandel oder legitimes Anreizinstrument?" *Archiv für Recht- und Sozialphilosophie* 90 (2004): 355-90.
- Radcliffe-Richards, J. et al. "The case for allowing kidney sales." *The Lancet* 351 (1998): 1950-52.
- U.S. Department of Health and Human Services (HHS). "Organ Procurement and Transplantation Network: Data." <http://optn.transplant.hrsa.gov/data/>
- Veatch, R. M. "Why Liberals Should Accept Financial Incentives for Organ Procurement." *Kennedy Institute of Ethics Journal* 13 (2003): 19-36.
- Wertheimer, Alan. *Exploitation*. Princeton: Princeton University Press, 1999.

---

---

豊田工業大学ディスカッションペーパー 第6号

発行日 2011年11月15日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: [asano@toyota-ti.ac.jp](mailto:asano@toyota-ti.ac.jp)

---

---